



宮 崎 県 公 報

平成28年12月1日(木曜日) 第 2850 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 1
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2
- 指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 2
- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 2
- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 3
- 保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (自然環境課) 3
- 保安林の指定解除の予定の通知…………… (“) 3
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件

頁

-) …………… (自然環境課) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 4
- 土砂災害警戒区域の指定 (3件) …………… (“) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (3件) …………… (“) 7

公 告

- 保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 10
- 地図及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 10
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 10
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の決定…………… (建築住宅課) 11

公安委員会規則

- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則……………11

告 示

宮崎県告示第 757号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成28年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560290357	訪問看護ステーションデューン都城	宮崎県都城市姫城町5街区23号ひまわりオフィス2階	株式会社N・ワールド	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館	平成28年10月1日	訪問看護

宮崎県告示第 758号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成28年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4572101220	居宅介護支援事業所 いすず	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原二丁目104番地 コーポ宮ヶ原 101号	合同会社 甲龍	宮崎県東臼杵郡門川町宮ヶ原二丁目104番地 コーポ宮ヶ原 101号	平成28年10月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 759号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。
平成 28 年 12 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4571900994	あっぱれデイサービスセンター	宮崎県東諸県郡国富町田尻 49 番地 1	株式会社一利喜	宮崎県東諸県郡国富町田尻 49 番地 1	平成 28 年 10 月 1 日	介護予防通所介護
4560290357	訪問看護ステーションデュオン都城	宮崎県都城市姫城町 5 街区 23 号ひまわりオフィス 2 階	株式会社 N・ワールド	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目 4 番 4 号アクア堂島東館	平成 28 年 10 月 1 日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 760 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。
平成 28 年 12 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570500951	訪問介護ステーションジリーノ	宮崎県小林市野尻町東麓 1208 番地 2	株式会社里山ヘルスケア	宮崎県宮崎市花山手東二丁目 27 番地 3	平成 28 年 10 月 31 日	訪問介護

宮崎県告示第 761 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。
平成 28 年 12 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570700262	串間保育園介護センター	宮崎県串間市西方 8253	社会福祉法人大乗福祉会	宮崎県串間市西方 8248 番地 1	平成 28 年 10 月 1 日	居宅介護支援

宮崎県告示第 762 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。
平成 28 年 12 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570500951	訪問介護ステーション	宮崎県小林市野尻	株式会社里山ヘル	宮崎県宮崎市花山	平成 28 年 10 月 31 日	介護予防訪問介

ヨンジリーノ	町東麓1208番地2	スケア	手東二丁目27番地3	護
--------	------------	-----	------------	---

宮崎県告示第 763号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成28年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201256	ヘルパーステーションほほえみの園	都城市丸谷町4670番地	社会福祉法人丸野福祉会	都城市丸谷町4670番地	平成28年12月1日	居宅介護、重度訪問介護

宮崎県告示第 764号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字尾八重字余狩尾2025-1

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 766号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 解除予定保安林の所在場所 串間市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 解除の理由 道路用地とするため。

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 767号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和58年8月8日農林水産省告示第1387号、昭和59年2月28日農林水産省告示第 499号、昭和59年6月18日農林水産省告示第1382号、昭和60年2月9日農林水産省告示第 238号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおり

宮崎県告示第 765号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字片内字樺之越 11882-57

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

とする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 768号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年12月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2 月24日農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和60年 5 月 2 日農林水産省告示第 657号、昭和60年 7 月19日農林水産省告示第1070号、昭和60年10月19日農林水産省告示第1594号、昭和61年 5 月12日農林水産省告示第 712号、昭和61年12月15日農林水産省告示第2001号、昭和62年 7 月11日農林水産省告示第 856号、昭和63年 4 月19日農林水産省告示第 501号、昭和63年 7 月28日農林水産省告示第1077号、平成 2 年 4 月11日農林水産省告示第 548号、平成 3 年 3 月 5 日農林水産省告示第 280号、平成 3 年 5 月13日農林水産省告示第 601号、平成 3 年 8 月19日農林水産省告示第1054号、平成 8 年 6 月18日農林水産省告示第 968号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 769号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年12月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 松本地区

- (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱10号を結んだ線により囲まれた土地の区域

- (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	児湯郡高鍋町大字上江字松本1444
2	〃 〃 〃 〃 1444
3	〃 〃 〃 〃 1444
4	〃 〃 〃 〃 1444
5	〃 〃 〃 〃 1447
6	〃 〃 〃 〃 1447
7	〃 〃 〃 〃 1444

8	〃 〃 〃 〃 1443- 2
9	〃 〃 〃 〃 1441- 7 地先法定外公 共物（道路）
10	〃 〃 〃 〃 1441- 4 地先法定外公 共物（道路）

宮崎県告示第 770号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年12月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
木 城 町	星出谷川	08- 404- 2 - 001	土 石 流
	星出谷川- 新①	08- 404- 2 - 001 -新①	土 石 流
	岩淵谷川	08- 404- 2 - 001 -新②	土 石 流
	岩戸 - 6	Ⅱ - 1 - 6166	急傾斜地の崩壊
	岩戸 - 6 - 新①	Ⅱ - 1 - 6166 - 新①	急傾斜地の崩壊
	岩戸 - 7	Ⅱ - 1 - 6167	急傾斜地の崩壊
	本村 - 1	Ⅱ - 1 - 6169	急傾斜地の崩壊
	本村 - 2	Ⅱ - 1 - 6171	急傾斜地の崩壊
	本村 - 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 6171 - 新①	急傾斜地の崩壊
	溜 水	Ⅱ - 1 - 6174	急傾斜地の崩壊
	溜水-新①	Ⅱ - 1 - 6174 - 新①	急傾斜地の崩壊
	溜水-新②	Ⅱ - 1 - 6174 - 新②	急傾斜地の崩壊
	寿 女 田	Ⅱ - 1 - 6178	急傾斜地の崩壊
比 木	Ⅱ - 1 - 6197	急傾斜地の崩壊	
牧ノ内 - 1	Ⅱ - 1 - 6200	急傾斜地の崩壊	

牧ノ内-1 -新①	Ⅱ-1-6200-新①	急傾斜地の崩壊
牧ノ内-2	Ⅱ-1-6201	急傾斜地の崩壊
主ノ丸	Ⅱ-1-6204	急傾斜地の崩壊
主ノ丸-新 ①	Ⅱ-1-6204-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 771号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日南市	内ノ田谷川	02-204-1-001	土石流
	内ノ田谷	02-204-1-002	土石流
	塩鶴谷川	02-204-1-003	土石流
	源田越谷川	02-204-1-028 -新①	土石流
	岩下川	02-204-1-058	土石流
	下岩下川	02-204-1-059	土石流
	下岩下川- 新①	02-204-1-059 -新①	土石流
	下岩下川- 新②	02-204-1-059 -新②	土石流
	岩下谷川	02-204-2-096	土石流
	東益安ヶ沢 (1)	02-204-3-016	土石流
	東益安ヶ沢 (2)	02-204-3-017	土石流
	西益安ヶ二 沢	02-204-3-018	土石流
	西益安ヶ沢	02-204-3-019	土石流
	西益安ヶ三 沢	02-204-3-020	土石流
いちばえ谷	02-322-1-010	土石流	
江川谷	02-322-1-031	土石流	
江川谷右支 溪	02-322-1-032	土石流	
夫婦浦沢	02-322-1-033	土石流	
道士沢	02-322-2-006	土石流	
贄波川	02-322-2-011	土石流	
片平	I-1-0217	急傾斜地の崩壊	
羽山	I-1-0218	急傾斜地の崩壊	
羽山-新①	I-1-0218-新①	急傾斜地の崩壊	
羽山-新②	I-1-0218-新②	急傾斜地の崩壊	
羽山-新③	I-1-0218-新③	急傾斜地の崩壊	
城ヶ迫	I-1-0245	急傾斜地の崩壊	
城ヶ迫-新 ①	I-1-0245-新①	急傾斜地の崩壊	
城ヶ迫-新 ②	I-1-0245-新②	急傾斜地の崩壊	
城ヶ迫-新 ③	I-1-0245-新③	急傾斜地の崩壊	
下亀石	I-1-0273	急傾斜地の崩壊	
上亀石	I-1-0274	急傾斜地の崩壊	
魚見(贄波)	I-1-0394	急傾斜地の崩壊	
贄波2	I-1-0395	急傾斜地の崩壊	
御津	I-1-0397	急傾斜地の崩壊	
御津-新①	I-1-0397-新①	急傾斜地の崩壊	
夫婦浦	I-1-0398	急傾斜地の崩壊	

岩下 - 1	I - 1 - 3108	急傾斜地の崩壊	小半田川	11 - 443 - 2 - 008	土 石 流
岩下 - 1 - 新①	I - 1 - 3108 - 新①	急傾斜地の崩壊	上 赤 川	11 - 443 - 2 - 009	土 石 流
夫婦浦 - 1	I - 1 - 3135	急傾斜地の崩壊	横 通 川 (1)	11 - 443 - 2 - 010	土 石 流
中 山	II - 1 - 0194	急傾斜地の崩壊	古 戸 野 川	11 - 443 - 2 - 011	土 石 流
中山 - 1	II - 1 - 4348	急傾斜地の崩壊	横 通 川 (2)	11 - 443 - 2 - 012	土 石 流
岩下 - 2	II - 1 - 4399	急傾斜地の崩壊	陣	I - 1 - 2022	急傾斜地の崩壊
網 屋 敷	II - 1 - 4400	急傾斜地の崩壊	土 生	I - 1 - 2026	急傾斜地の崩壊
後河内 6	II - 1 - 4411	急傾斜地の崩壊	土生 - 新①	I - 1 - 2026 - 新①	急傾斜地の崩壊
後河内 7	II - 1 - 4412	急傾斜地の崩壊	下 赤	I - 1 - 2283	急傾斜地の崩壊
後河内 8	II - 1 - 4413	急傾斜地の崩壊	興 地	II - 1 - 2023	急傾斜地の崩壊
後河内 9	II - 1 - 4414	急傾斜地の崩壊	興地 - 新①	II - 1 - 2023 - 新①	急傾斜地の崩壊
原向 - 2 - 新①	II - 1 - 4625 - 新①	急傾斜地の崩壊	柿 の 尾	II - 1 - 2024	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 772号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年12月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類		
五ヶ瀬町	栗ノ谷川	11 - 443 - 2 - 003	土 石 流		
	麦野崎川	11 - 443 - 2 - 004	土 石 流		
	鳥越川	11 - 443 - 2 - 005	土 石 流		
	土生川(1)	11 - 443 - 2 - 006	土 石 流		
	土生川(2)	11 - 443 - 2 - 007	土 石 流		
	土生川(2) - 新①	11 - 443 - 2 - 007 - 新①	土 石 流		
			黒 板	II - 1 - 8375	急傾斜地の崩壊
			北 の 迫	II - 1 - 8376	急傾斜地の崩壊
			下 山 - 1	II - 1 - 8377	急傾斜地の崩壊
			下 山 - 2	II - 1 - 8378	急傾斜地の崩壊
			栗 原	II - 1 - 8379	急傾斜地の崩壊
			土 生 - 1	II - 1 - 8380	急傾斜地の崩壊
			土生 - 1 - 新①	II - 1 - 8380 - 新①	急傾斜地の崩壊

土生 - 1 - 新②	II - 1 - 8380 - 新②	急傾斜地の崩壊	<p>宮崎県告示第 773号</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。</p> <p>なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。</p> <p>平成28年12月1日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>地 区 名</th> <th>土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号</th> <th>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="19">木 城 町</td> <td>星出谷川 - 新①</td> <td>08 - 404 - 2 - 001 - 新①</td> <td>土 石 流</td> </tr> <tr> <td>岩戸 - 6</td> <td>II - 1 - 6166</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>岩戸 - 6 - 新①</td> <td>II - 1 - 6166 - 新①</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>岩戸 - 7</td> <td>II - 1 - 6167</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>本村 - 1</td> <td>II - 1 - 6169</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>本村 - 2</td> <td>II - 1 - 6171</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>本村 - 2 - 新①</td> <td>II - 1 - 6171 - 新①</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>溜 水</td> <td>II - 1 - 6174</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>溜水 - 新①</td> <td>II - 1 - 6174 - 新①</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>溜水 - 新②</td> <td>II - 1 - 6174 - 新②</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>寿 女 田</td> <td>II - 1 - 6178</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>比 木</td> <td>II - 1 - 6197</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>牧ノ内 - 1</td> <td>II - 1 - 6200</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>牧ノ内 - 1 - 新①</td> <td>II - 1 - 6200 - 新①</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>牧ノ内 - 2</td> <td>II - 1 - 6201</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>主 ノ 丸</td> <td>II - 1 - 6204</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>主ノ丸 - 新①</td> <td>II - 1 - 6204 - 新①</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	木 城 町	星出谷川 - 新①	08 - 404 - 2 - 001 - 新①	土 石 流	岩戸 - 6	II - 1 - 6166	急傾斜地の崩壊	岩戸 - 6 - 新①	II - 1 - 6166 - 新①	急傾斜地の崩壊	岩戸 - 7	II - 1 - 6167	急傾斜地の崩壊	本村 - 1	II - 1 - 6169	急傾斜地の崩壊	本村 - 2	II - 1 - 6171	急傾斜地の崩壊	本村 - 2 - 新①	II - 1 - 6171 - 新①	急傾斜地の崩壊	溜 水	II - 1 - 6174	急傾斜地の崩壊	溜水 - 新①	II - 1 - 6174 - 新①	急傾斜地の崩壊	溜水 - 新②	II - 1 - 6174 - 新②	急傾斜地の崩壊	寿 女 田	II - 1 - 6178	急傾斜地の崩壊	比 木	II - 1 - 6197	急傾斜地の崩壊	牧ノ内 - 1	II - 1 - 6200	急傾斜地の崩壊	牧ノ内 - 1 - 新①	II - 1 - 6200 - 新①	急傾斜地の崩壊	牧ノ内 - 2	II - 1 - 6201	急傾斜地の崩壊	主 ノ 丸	II - 1 - 6204	急傾斜地の崩壊	主ノ丸 - 新①	II - 1 - 6204 - 新①	急傾斜地の崩壊
市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類																																																							
木 城 町	星出谷川 - 新①	08 - 404 - 2 - 001 - 新①		土 石 流																																																							
	岩戸 - 6	II - 1 - 6166		急傾斜地の崩壊																																																							
	岩戸 - 6 - 新①	II - 1 - 6166 - 新①		急傾斜地の崩壊																																																							
	岩戸 - 7	II - 1 - 6167		急傾斜地の崩壊																																																							
	本村 - 1	II - 1 - 6169		急傾斜地の崩壊																																																							
	本村 - 2	II - 1 - 6171		急傾斜地の崩壊																																																							
	本村 - 2 - 新①	II - 1 - 6171 - 新①		急傾斜地の崩壊																																																							
	溜 水	II - 1 - 6174		急傾斜地の崩壊																																																							
	溜水 - 新①	II - 1 - 6174 - 新①		急傾斜地の崩壊																																																							
	溜水 - 新②	II - 1 - 6174 - 新②		急傾斜地の崩壊																																																							
	寿 女 田	II - 1 - 6178		急傾斜地の崩壊																																																							
	比 木	II - 1 - 6197		急傾斜地の崩壊																																																							
	牧ノ内 - 1	II - 1 - 6200		急傾斜地の崩壊																																																							
	牧ノ内 - 1 - 新①	II - 1 - 6200 - 新①		急傾斜地の崩壊																																																							
	牧ノ内 - 2	II - 1 - 6201		急傾斜地の崩壊																																																							
	主 ノ 丸	II - 1 - 6204		急傾斜地の崩壊																																																							
	主ノ丸 - 新①	II - 1 - 6204 - 新①		急傾斜地の崩壊																																																							
	土生 - 2	II - 1 - 8381		急傾斜地の崩壊																																																							
	土生 - 2 - 新①	II - 1 - 8381 - 新①	急傾斜地の崩壊																																																								
土生 - 2 - 新②	II - 1 - 8381 - 新②	急傾斜地の崩壊																																																									
土生 - 2 - 新③	II - 1 - 8381 - 新③	急傾斜地の崩壊																																																									
小 半 田	II - 1 - 8382	急傾斜地の崩壊																																																									
興 地 - 1	II - 1 - 8383	急傾斜地の崩壊																																																									
土 生 - 3	II - 1 - 8384	急傾斜地の崩壊																																																									
鳥 越 - 1	II - 1 - 8385	急傾斜地の崩壊																																																									
鳥 越 - 2	II - 1 - 8386	急傾斜地の崩壊																																																									
鳥越 - 2 - 新①	II - 1 - 8386 - 新①	急傾斜地の崩壊																																																									
鳥越 - 2 - 新②	II - 1 - 8386 - 新②	急傾斜地の崩壊																																																									
鳥 越 - 3	II - 1 - 8387	急傾斜地の崩壊																																																									
鳥越 - 3 - 新①	II - 1 - 8387 - 新①	急傾斜地の崩壊																																																									
柿の尾 - 1	II - 1 - 8388	急傾斜地の崩壊																																																									
柿の尾 - 2	II - 1 - 8389	急傾斜地の崩壊																																																									
柿の尾 - 2 - 新①	II - 1 - 8389 - 新①	急傾斜地の崩壊																																																									
柿の尾 - 3	II - 1 - 8390	急傾斜地の崩壊																																																									
弓ヶ野	II - 1 - 8391	急傾斜地の崩壊																																																									
下 赤 - 1	II - 1 - 8392	急傾斜地の崩壊																																																									
栗の谷 - 1	II - 1 - 8398	急傾斜地の崩壊																																																									
栗の谷 - 2	II - 1 - 8399	急傾斜地の崩壊																																																									

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 774号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	内ノ田谷川	02-204-1-001	土石流
	下岩下川-新①	02-204-1-059-新①	土石流
	下岩下川-新②	02-204-1-059-新②	土石流
	東益安ヶ沢(1)	02-204-3-016	土石流
	東益安ヶ沢(2)	02-204-3-017	土石流
	西益安ヶ二沢	02-204-3-018	土石流
	西益安ヶ沢	02-204-3-019	土石流
	西益安ヶ三沢	02-204-3-020	土石流
	江川谷	02-322-1-031	土石流
	夫婦浦沢	02-322-1-033	土石流
	道士沢	02-322-2-006	土石流
	費波川	02-322-2-011	土石流
	片平	I-1-0217	急傾斜地の崩壊
	羽山	I-1-0218	急傾斜地の崩壊
	羽山-新①	I-1-0218-新①	急傾斜地の崩壊
	羽山-新②	I-1-0218-新②	急傾斜地の崩壊
	羽山-新③	I-1-0218-新③	急傾斜地の崩壊
	城ヶ迫	I-1-0245	急傾斜地の崩壊

城ヶ迫-新①	I-1-0245-新①	急傾斜地の崩壊
城ヶ迫-新②	I-1-0245-新②	急傾斜地の崩壊
城ヶ迫-新③	I-1-0245-新③	急傾斜地の崩壊
下亀石	I-1-0273	急傾斜地の崩壊
上亀石	I-1-0274	急傾斜地の崩壊
魚見(費波)	I-1-0394	急傾斜地の崩壊
費波2	I-1-0395	急傾斜地の崩壊
御津	I-1-0397	急傾斜地の崩壊
御津-新①	I-1-0397-新①	急傾斜地の崩壊
夫婦浦	I-1-0398	急傾斜地の崩壊
岩下-1	I-1-3108	急傾斜地の崩壊
岩下-1-新①	I-1-3108-新①	急傾斜地の崩壊
夫婦浦-1	I-1-3135	急傾斜地の崩壊
中山	II-1-0194	急傾斜地の崩壊
中山-1	II-1-4348	急傾斜地の崩壊
岩下-2	II-1-4399	急傾斜地の崩壊
網屋敷	II-1-4400	急傾斜地の崩壊
後河内6	II-1-4411	急傾斜地の崩壊
後河内7	II-1-4412	急傾斜地の崩壊
後河内8	II-1-4413	急傾斜地の崩壊
後河内9	II-1-4414	急傾斜地の崩壊
原向-2-新①	II-1-4625-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 775号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年12月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			
五ヶ瀬町	栗ノ谷川	11-443-2-003	土石流	麦の崎	II-1-2025	急傾斜地の崩壊
	麦野崎川	11-443-2-004	土石流	中山	II-1-2282	急傾斜地の崩壊
	鳥越川	11-443-2-005	土石流	亀戸-1	II-1-8373	急傾斜地の崩壊
	土生川(1)	11-443-2-006	土石流	亀戸-2	II-1-8374	急傾斜地の崩壊
	土生川(2)	11-443-2-007	土石流	黒板	II-1-8375	急傾斜地の崩壊
	土生川(2)-新①	11-443-2-007-新①	土石流	北の迫	II-1-8376	急傾斜地の崩壊
	小半田川	11-443-2-008	土石流	下山-1	II-1-8377	急傾斜地の崩壊
	上赤川	11-443-2-009	土石流	下山-2	II-1-8378	急傾斜地の崩壊
	横通川(1)	11-443-2-010	土石流	栗原	II-1-8379	急傾斜地の崩壊
	古戸野川	11-443-2-011	土石流	土生-1	II-1-8380	急傾斜地の崩壊
	横通川(2)	11-443-2-012	土石流	土生-1-新①	II-1-8380-新①	急傾斜地の崩壊
	陣	I-1-2022	急傾斜地の崩壊	土生-1-新②	II-1-8380-新②	急傾斜地の崩壊
	土生	I-1-2026	急傾斜地の崩壊	土生-2	II-1-8381	急傾斜地の崩壊
	土生-新①	I-1-2026-新①	急傾斜地の崩壊	土生-2-新①	II-1-8381-新①	急傾斜地の崩壊
	下赤	I-1-2283	急傾斜地の崩壊	土生-2-新②	II-1-8381-新②	急傾斜地の崩壊
	興地	II-1-2023	急傾斜地の崩壊	土生-2-新③	II-1-8381-新③	急傾斜地の崩壊
	興地-新①	II-1-2023-新①	急傾斜地の崩壊	小半田	II-1-8382	急傾斜地の崩壊
	柿の尾	II-1-2024	急傾斜地の崩壊	興地-1	II-1-8383	急傾斜地の崩壊
	柿の尾-新①	II-1-2024-新①	急傾斜地の崩壊	土生-3	II-1-8384	急傾斜地の崩壊
	柿の尾-新②	II-1-2024-新②	急傾斜地の崩壊	鳥越-1	II-1-8385	急傾斜地の崩壊
				鳥越-2	II-1-8386	急傾斜地の崩壊
				鳥越-2-新①	II-1-8386-新①	急傾斜地の崩壊
				鳥越-2-新②	II-1-8386-新②	急傾斜地の崩壊

鳥越 - 3	II - 1 - 8387	急傾斜地の崩壊	一ツ瀬川保健	保健保安林	3.60
鳥越 - 3 - 新①	II - 1 - 8387 - 新①	急傾斜地の崩壊	小丸川下流水かん	水源かん養保安林	726.44
柿の尾 - 1	II - 1 - 8388	急傾斜地の崩壊	小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	24.29
柿の尾 - 2	II - 1 - 8389	急傾斜地の崩壊	小丸川下流干害	干害防備保安林	1.54
柿の尾 - 2 - 新①	II - 1 - 8389 - 新①	急傾斜地の崩壊	小丸川下流保健	保健保安林	3.37
柿の尾 - 3	II - 1 - 8390	急傾斜地の崩壊	川内川上流水かん	水源かん養保安林	664.46
弓ヶ野	II - 1 - 8391	急傾斜地の崩壊	川内川上流土流	土砂流出防備保安林	60.41
下赤 - 1	II - 1 - 8392	急傾斜地の崩壊	川内川上流防風	防風保安林	0.46
栗の谷 - 1	II - 1 - 8398	急傾斜地の崩壊	川内川上流干害	干害防備保安林	18.33
栗の谷 - 2	II - 1 - 8399	急傾斜地の崩壊	大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,237.88
			大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	169.15
			大淀川本流土崩	土砂崩壊防備保安林	0.00
			大淀川本流防風	防風保安林	0.68
			大淀川本流干害	干害防備保安林	14.94
			大淀川本流保健	保健保安林	5.44
			本庄川水かん	水源かん養保安林	1,486.51
			本庄川土流	土砂流出防備保安林	12.04
			本庄川防風	防風保安林	0.12
			本庄川干害	干害防備保安林	2.74
			本庄川保健	保健保安林	7.34
			大淀川中流水かん	水源かん養保安林	1,298.25
			大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	68.43
			大淀川中流干害	干害防備保安林	0.70
			広渡川水かん	水源かん養保安林	1,048.99
			広渡川土流	土砂流出防備保安林	113.98
			広渡川干害	干害防備保安林	1.20
			広渡川保健	保健保安林	0.28
			福島川水かん	水源かん養保安林	333.68
			福島川土流	土砂流出防備保安林	10.30
			福島川干害	干害防備保安林	1.99

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

保安林の平成28年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成28年12月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	545.56
北川土流	土砂流出防備保安林	96.81
北川干害	干害防備保安林	1.56
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	1,914.57
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	152.91
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	13.01
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.62
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	847.50
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	17.13
五十鈴川干害	干害防備保安林	16.45
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,687.73
耳川土流	土砂流出防備保安林	109.63
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	238.74
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	47.94
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,441.28
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	93.78
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	4.30

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成28年12月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
小林市
- 2 地籍調査を行った期間
平成23年 6 月 1 日から平成25年 3 月12日
- 3 地籍調査を行った地域
小林市（北西方の一部）
- 4 認証年月日
平成28年11月21日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年12月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
日向市
- 2 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画用途地域

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県日向土木事務所

建築士法（昭和25年法律第 202号）第13条の規定により実施した平成28年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の合格番号及び受験番号は、次のとおりである。

平成28年12月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

二級建築士（合格者31名）

合格番号	受験番号
28- 1	8F-10002L
28- 2	8F-10011N
28- 3	8F-10025N
28- 4	8F-10057K
28- 5	8F-10068P
28- 6	8F-10095N
28- 7	8F-10209R
28- 8	8F-10277N
28- 9	8F-10376P
28-10	8F-10409M
28-11	8F-10475R
28-12	8F-10522N
28-13	8F-10537P
28-14	8F-10574Y

28-15 8F-10696M

28-16 8F-10722K

28-17 8F-10723L

28-18 8F-10739N

28-19 8F-20041M

28-20 8F-20053K

28-21 8F-20095K

28-22 8F-20133N

28-23 8F-20183P

28-24 8F-20195M

28-25 8F-20209M

28-26 8F-20265M

28-27 8F-20295P

28-28 8F-20352R

28-29 8F-20383L

28-30 8F-20409Y

28-31 8F-20419M

木造建築士（合格者 1 名）

28- 1 8F-30031N

公安委員会規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月 1 日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第17号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年宮崎県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(制定の趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第 137号。以下「法」という。）第 4 条及び第 7 条第 1 項の規定に基づき、宮崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う司法警察員の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（傍受令状等を請求することができる指定司法警察員）</p> <p>第 2 条 法第 4 条に規定する傍受令状の請求及び法第 7 条第 1 項に規定する傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員として、公安委員会が指定する警察官（以下「指定司法警察員」という。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 宮崎県警察本部の生活安全部、刑事部又は警備部に勤務する警視以上の階級にある警察官</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(制定の趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第 137号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定に基づき、宮崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う司法警察員の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（傍受令状等を請求することができる指定司法警察員）</p> <p>第 2 条 法第 4 条第 1 項に規定する傍受令状の請求及び法第 7 条第 1 項に規定する傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員として、公安委員会が指定する警察官は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 宮崎県警察本部の生活安全部、刑事部、<u>交通部</u>又は警備部に勤務する警視以上の階級にある警察官</p> <p>(2) [略]</p>
<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	